

背景：WHO：フェーズ6

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（平成21年6月19日厚生労働省改定）

「基本的対処方針」の改定（平成21年10月1日新型インフルエンザ対策本部）

新型インフルエンザ「基本的対処方針」の改定等について（平成21年10月1日日本薬剤師会）

状況：

新型インフルエンザ（A/H1N1）は、既に本格的な流行期に入っており、今後、感染者が増大するにつれて、更に重症例、死亡例が発生することに備え、体制の整備、対策の実施が必要とされております。

また、医療対策においては、医療従事者へのワクチン接種を始めとし、感染予防対策が進められ、一般医療機関における患者対応と医療体制が変更されており、また、今後季節性インフルエンザの混在した場合の対応や、重症患者への対応等が必要とされております。

【基本的対処方針（ポイント、一部抜粋）】

今回の新型インフルエンザは、

- ①感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復している
 - ②抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効である
- 等、季節性インフルエンザと類似する点が多い

季節性インフルエンザとの最大の違いは、

季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤し、死亡する例が多い

新型インフルエンザでは、基礎疾患（喘息、糖尿病等）を有する者、健常な若者にも重篤化、死亡する例が見られる

<目標と対策>

- ①国民生活や経済の影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐ
- ②重症患者や重篤化しやすい基礎疾患を有する者等を守る

感染患者の急激な増大を可能な限り減らし、社会活動の停滞や医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者への医療を確保するため、国、地方公共団体、医療機関、事業者や関係団体、国民がそれぞれの役割の下に、的確な対応を行なっていく必要がある。

<当面の措置>

- 一 国内外の情報収集と国民への迅速かつ的確な情報提供を行う。
- 二 地域や職場における感染拡大を防止するため、の措置を講ずる。
- 三 感染拡大を防止し、基礎疾患を有する者等を守り、患者に対する適切な医療を提供するための措置を講ずる。
- 四 患者が急増した地域等における国民生活の維持を図る。
- 五 水際対策の措置を講ずる。
- 六 必要に応じた措置を講ずる。

<ポイント>

二.地域や職場における感染拡大を防止

- (一) 外出時 人混みを避ける、手洗い、うがい等、咳エチケット、マスクの着用

三.患者に対する適切な医療を提供

- (一) 医療体制整備
重症者の救命、外来診療体制整備
- (二) ワクチンの確保、接種等の方針
- (三) 抗インフルエンザウイルス薬、検査薬、マスク等の円滑な供給
- (四) 医療の確保に関する運用指針

【基本対応】

一般医療機関（季節性インフルエンザと同様、耳鼻科、内科、小児科等）での患者受入をしております。

新型インフルエンザ感染により、重症化が想定される基礎疾患を有する方、妊婦、小児への対応については、ワクチン接種等による重篤化を防ぐ対応が進められております。

現状を踏まえ、基本的な薬局における対応は、

- ①発生予防のための地域住民への啓発の継続

- ・手洗い、うがいの励行、咳エチケットの啓発、換気、正しいマスクの使用法の説明（ポスター掲示等）
- ・新型インフルエンザに関する知識の普及啓発（ポスター掲示等）
定期来局者が疑わしいと思われる症状がある場合には、来局前の電話連絡依頼など
- ・消毒薬、マスク等資機材の準備、使用説明
- ・新型インフルエンザに限らず、季節性インフルエンザ流行時においても同様の啓発
- ・薬剤師職能の活用（学校、高齢者施設等への対応）地域との連携

②薬局における対応：薬局には不特定多数の者が訪れることから、感染拡大防止対応として、①に加え、

- ・疑いのある者に対し、来局前の事前電話連絡、従業員のマスク着用応対等
- ・症状の確認（発熱、呼吸器症状等）
- ・疑いのある者に対し、事前電話連絡により医療機関の受診するよう勧める
- ・一般の来局者、感染の疑いのある者、患者との動線を可能な限り分ける

患者間の仕切設置、窓口・入口を分ける（正面、裏玄関、勝手口の利用、インターホンの活用等）、患者来局時間を分ける（時差来局）、薬局外対応（車中、風除室対応、在宅等）等

- ・必要に応じ、保健所、医療相談センターへの相談、連絡
- ・患者連絡先の確認
- ・医療機関等との連携
疑わしい者、患者の連絡（電話等の事前連絡等）、ファクシミリによる処方せん送信用紙等の確認
- ・適正な医薬品（抗インフルエンザウイルス薬等）、衛生材料等の備蓄、供給
- ・情報収集
- ・薬剤師職能の活用（学校、高齢者施設等への対応）
- ・業務継続計画の策定_薬局従事者の感染防止対策、対応

③休日・夜間体制、営業時間の変更対応

感染拡大による医療機関診療時間延長等に伴う、休日・夜間体制、薬局営業時間の変更等の対応検討
休日・夜間診療所、休日・夜間対応薬局等の対応検討
※調剤報酬上の時間外加算算定可

④薬局間連携体制

薬剤師、薬局従業員感染等による薬局機能の維持困難となった際の対応検討
医薬品、資機材等の薬局間連携体制の整備

【薬局における患者等への対応例】

1. 未受診で電話による相談により、症状が疑われる場合
 - ・症状を確認し、事前電話連絡により一般医療機関（季節性インフルエンザと同様、耳鼻科、内科、小児科等）の受診するよう勧める。症状等が不明な場合には、保健所、医療相談センターへの相談。
2. 未受診で来局により相談、症状が疑われる場合
 - ・症状の確認
 - ・特に一般来局患者とできる限り動線を分け、応対従事者の感染防止に努める。
患者、従業員のマスク着用、手指消毒等
 - ・症状を確認し、症状等が不明な場合には、症状を確認し、事前電話連絡により一般医療機関（季節性インフルエンザと同様、耳鼻科、内科、小児科等）の受診するよう勧める。保健所、医療相談センターへの相談。
 - ・特に解熱鎮痛剤等一般用医薬品の販売に注意。
3. 受診患者への対応
 - ・電話等の事前連絡、感染者と一般患者を区別、動線をできる限り分けるよう医療機関等との連携を図る。
 - ・一般の来局者、感染の疑いのある者、患者との動線を可能な限り分ける。（基本対応②）
 - ・感染防止のため、患者、従業員のマスク着用、手指消毒等
 - ・新型インフルエンザ流行期における電話再診による「ファクシミリ等による処方せん」の送付及びその応需等に関する対応について、平成 21 年 11 月 5 日付（社）青森県薬剤師会新型インフルエンザ対策本部資料参照。

【医薬品、消毒剤、資機材対応】

1. 医薬品

- ・通年の季節性インフルエンザを考慮したタミフル等医薬品の適正備蓄をお願いします。
- ・タミフル供給について、医薬品卸より、供給されておりますが、不足の際には、青森県備蓄タミフルを医薬品卸組合を通じて放出されることとなっております。
- ・抗インフルエンザウイルス薬における備蓄供給体制について、現在青森県において、現在 12 万人分のタミ

フル備蓄に加え、3年間で、13万9千4百万人分を追加備蓄、計25万9千4百万人分備蓄予定。リレンザについては、3年間で1万4千5百人分備蓄予定。(21年度タミフル4万7千人分、リレンザ4千9百人分備蓄。)タミフルドライシロップの備蓄対応しております。青森県備蓄タミフル放出時期は、医薬品卸物流供給状況、病院、薬局等の在庫状況等により、放出されることとなっております。

・タミフルドライシロップについて、医薬品卸からの入手困難な場合、薬局間融通、薬剤師会及び地域備蓄調整検討、不足等の場合、処方医等確認の上、「脱カプセル」にて対応。(タミフルドライシロップ不足の際の対応参照、方法例：日本病院薬剤師会、八戸市薬剤師会他)調剤報酬算定に注意が必要です。

・タミフル流通について、近隣診療科及び薬局、タミフルの包装(10、100カプセル)を考慮し、地域医療グループ(スモールグループ)、薬剤師会備蓄(分割)体制等の検討も必要と思われます。

・薬局間融通については、薬局間直接連絡による在庫確保の他、「青森県薬剤師会災害時・緊急連絡掲示板」の活用、「緊急連絡用：抗インフルエンザウイルス薬物流状況調査用紙」等による在庫確保も必要です。(新型インフルエンザ対策、抗インフルエンザウイルス薬対応について平成21年11月5日付(社)青森県薬剤師会新型インフルエンザ対策本部資料参照。)

2. 消毒剤、資機材

・消毒剤、資機材についても、備蓄体制整備必要であり、必要に応じ、薬局間融通、薬剤師会及び地域備蓄調整、連携が必要と思われます。

・マスク等資機材は、現在欠品状況ですが、秋冬に備え、適正在庫の確保する等事前の準備をお願いします。

【感染の疑い、感染した際の業務(基本的な考え方)】

本人の感染の疑い、症状のある場合は、業務を行わず、7日間を目安に業務をせず自宅療養をお願いします。

日常業務において感染者との接触機会が増えることが想定されます。症状がない場合でも、サージカルマスク着用等により、感染防止対応をお願いします。

参考資料 I

【タミフルドライシロップ不足の際の対応】

新型インフルエンザ（A/H1N1）に対し、リン酸オセルタミビル（タミフル）又はザナミビル（リレンザ）は効果が期待されるが、アマンタジン（シンメトレル）又はリマンタジンには耐性があるとされており、タミフルにおいても耐性が現れております。抗インフルエンザウイルス薬による治療・予防投与の流れについては、厚生労働省、国立感染症研究所、青森県、ホームページ等にガイドライン等が掲載、指針が示されております。

このような状況下、タミフル、リレンザの備蓄、供給体制、調剤・交付が求められるものと考えられます。備蓄・供給量が限定される小児用タミフルドライシロップが医療機関、薬局において不足することが想定されます。

青森県においても、タミフルドライシロップ備蓄検討中とのことですが、医療機関、薬局における融通により、タミフルドライシロップをできる限り手配して頂き、入手困難な際には、薬剤師職能を発揮し、タミフルカプセルを脱カプセルし、賦形剤を加え、調剤・交付することが必要になることも予想されます。

タミフルカプセルを脱カプセルした場合、大変苦く小児服用に際しては、乳糖や砂糖、ミルクココアを加える、あるいはジュースにとかすなど工夫が必要であり、親等への説明、医療機関、処方医との十分な打合せが必要となります。

今後、薬剤師会における備蓄、供給体制の整備も必要と考えます。

<日本病院薬剤師会>（平成 21 年 5 月 22 日）

新型インフルエンザの治療・予防投薬におけるタミフルドライシロップが不足した場合の対応について

（社）日本病院薬剤師会

（前文略）

調剤方法の参考例

タミフルカプセル 75mg（1 カプセル中オセルタミビルとして 75mg 含有。全量は 165mg）4 カプセル（300 mg 含有）からカプセルを外し、タミフルドライシロップ 3%と同一含量になるよう乳糖で賦形し、1 g 中にオセルタミビルとして 30mg 含有する散剤を予製する。

体重に応じて 2mg/kg になるように分包する。

（仮に 30mg/g の散剤を予製する場合（幼少児には 1 回 2mg/kg 体重、1 日 2 回投与するので、15kg の患児の 5 日間分に相当）は、タミフルカプセル 75、4 カプセルを外し、カプセル中の散剤に全量が 10g となるように乳糖で賦形する。この散剤を 1g ずつ分包する。）

なお、上記のとおり、用法用量については、タミフルドライシロップで承認されている用量となる分量で調剤することが基本ですので、ご注意ください。

なお、この取扱いについては、医療保険の適応については、平成 14 年の佐賀県の事例が参考となります。医薬品副作用被害救済制度においては、医薬品を適正に使用した場合に起こる健康被害を救済の対象としているため、添付文書の記載事項のみならず、国・自治体の指針及び指導も考慮されるものと聞いています。（後略）

参考資料

・感染症情報センター「国内医療機関における新型インフルエンザ（A/H1N1）抗ウイルス薬による治療・予防の流れ Ver.2」

http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/2009idsc/antiviral2.html

・<http://www.yakuzai.med.saga-u.ac.jp/kousyu-eisei-tuuti/200212-tamihuru-kapuseru-daiyo.html>

※タミフルカプセルの脱カプセル化について（2002.12.18）

先日、タミフルドライシロップの供給不足に限り、やむ得ないことでありタミフルカプセルを脱カプセルして調剤・交付することが可能という通知が佐賀県社会保険診療報酬請求書審査委員会からありました。

つきましては、カプセルにて院外処方でも処方されますので、よろしく申し上げます。

ただし、タミフルカプセルをはずした場合、かなり苦いので、小さいお子さんは飲ませるのに工夫が必要だと思われまますので、その点ご注意ください。

なお、『診療報酬請求明細書の摘要欄にやむ得ない事情を、院内処方の場合は医科分レセプトに院外処方の場合は調剤分レセプトに、注記する必要がある』ということですので、忘れないようにお願いします。

処方の際しましては、[添付文書の記載内容](#)を熟知のうえ、処方していただきますようお願いします

<八戸市薬剤師会>

タミフルカプセルを脱カプセルした際の賦形と調剤方法について

（社）青森県薬剤師会八戸支部 新型インフルエンザ対策本部

タミフルドライシロップの手配がつかない場合、処方医に問い合わせ、了解を得た上で脱カプセル調剤をしてください。（※在庫がタミフルカプセルしかない、という理由の脱カプセルは避けてください。）

脱カプセルするには適正に賦形する必要があり、さらに本剤には苦味が強いため小児への投与には味のマスキングも重要です。調剤事故を防止の為に、脱カプセル後の力価をタミフルドライシロップと同じ3%に調整することが望ましいが、反面、3%散では服用量が多く負担になる場合を考慮し、八戸支部では、基本的に10%散で調整することを推奨します。

① 調剤方法 (100mg/g・10倍散 製剤)

☆ 乳糖 ☆タミフルカプセル

タミフルカプセル 75mg、10 カプセル (750mg) を脱カプセルし、全量 7.5gになるよう乳糖を加えて10%散を作成。

EX. Rp. タミフルDS 4g (120mg) 分2 5日分 の場合

⇒ タミフル10%散 1.2g 分2 5日分 服薬時に甘味等を使って服用。

② 調剤方法 (30mg/g 製剤)

☆ 乳糖 ☆タミフルカプセル

タミフルカプセル 75mg、10 カプセル (750mg) を脱カプセルし、全量 25gになるよう乳糖を加えて3%散を作成。

EX. Rp. タミフルDS 4g (120mg) 分2 5日分 の場合

⇒タミフル3%散 4g 分2 5日分 服薬時に甘味等を使って服用。

③ 調剤方法 (30mg/g 製剤)

☆ 白糖 ☆粉末ミルクココア ☆タミフルカプセル

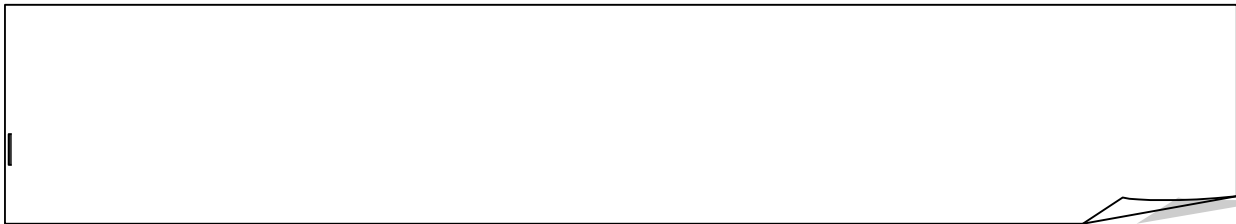
(例) タミフルカプセル 75mg、10 カプセル (750mg) (=1.6g) を脱カプセルし、白糖 7.4g、粉末ココア 16gを加えて全量を25gとする。

※ 調剤は全て製剤量。長期にわたる保管管理については確立されていない為、長期保存は避ける。安定性についても詳細は示されていない。

※脱カプセルの際は、力価計算には充分ご注意下さい。

*請求は、例えば120mgであれば、1.6CAP 分2 5日分 で行います。

参考資料Ⅱ



平成21年11月5日 (社)青森県薬剤師会新型インフルエンザ対策本部
新型インフルエンザ流行期における、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、「電話診療によるファクシミリ等での処方及びそれに基づく調剤」が可能となりました。

以下に「送信用紙」(イメージ)及び「ファクシミリ等による処方せん」(以下「FAX 処方せん」)のファクシミリ受信後の基本的応需対応等についてご案内します。

＜様式＞		電話再診	
新型インフルエンザ対策「ファクシミリによる処方せん」送信用紙			
送信先薬局名 _____ 宛		医療機関名 _____	
		連絡先電話 _____ (担当 _____)	
患者氏名： _____ 様	送 信 日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
住 所： _____			
電話番号： _____	処方せん枚数： _____ 枚		
備 考： _____			
※お願い：薬局へ来られる際は、「お薬手帳」「保険証」をご持参くださるようお願いいたします。			

※実際のサイズは、送信用紙 A5 (記入枠拡張)、処方せん A5、A4 サイズにて送信可能としております。

【応需対応】

①「FAX 処方せん」受信

医療機関より、電話再診による「FAX 処方せん」を受信します。

②確認

処方せんの内容等について、必要に応じ医療機関に確認、また、送信内容、薬の受渡方法等について、患者さんへ確認します。 ※代替調剤等要注意

③調剤

「FAX 処方せん」により、調剤します。

④薬剤の交付・指導

薬局にて患者・患者の同居者、患者の依頼を受けた者、介護や看護にあたる者等への薬の交付

※患者自身の受取、患家を訪問し受渡す場合、感染防止に配慮

電話による服薬指導が可能。指導内容を記録する。

⑤「処方せん」原本確認

流行がおさまったら、医療機関にて保管している「処方せん」原本を受取、「FAX 処方せん」と内容確認、原本と差し替えます。

※処方せんの散逸を防ぐため、原本は医療機関にて保管するようお願いしておりますが、その受渡しについては、医療機関と相談の上対応して下さい。

留意事項について

・今回の対応は「新型インフルエンザ対策、流行期」における対応です。

※原則、医療機関からのファクシミリ送信とすることで、関係機関にお願いしております。

・医療機関からの直接のファクシミリ等による処方せんの送信が確認できない場合、記載内容不備、不明、疑義等のある場合、発行医療機関へ問合せ下さい。

・患者個人情報の取扱いについては、医療機関において、送信希望薬局をご指定頂いたことをもって、個人情報における連携について同意頂いたものとみなします。

・誤送信により他の薬局へ送信の際には、送信先薬局より、医療機関への連絡。重複送信についても同様。送信エラーについて、把握できる範囲内で、医療機関及び薬局の連携により対処して下さい。

・慢性疾患を有する定期受診患者で、特に最近の受診の途切がなく（半年間）、症状に変化がない患者における処方せんのみ対応です。

・医療機関は、処方せんの原本を保管し、流行がおさまった後に、薬局に渡す。

※処方せんの散逸を防ぐため、原本は医療機関にて保管するようお願いしておりますが、その受渡しについては、医療機関と相談の上対応して下さい。）

・医療機関は、受信した旨の連絡を薬局から受けた際に、カルテに処方せん応需薬局を記録することにより、確実に当該薬局に送付されたことを確認することとなっております。

・薬剤の交付について、感染防止、流行期薬局業務等により、必ずしも患家配達指定ではないこと。（やむをえず、患家への配達希望の際は、薬局了承にて行う）

・薬剤の交付について、事前に患者へ連絡、打合せさせていただきこととし、患者が直接来局する際には、事前に電話連絡する等感染防止対応について、医療機関からも十分に説明することとされております。

・感染防止のため電話による服薬指導が可能となっております、指導内容は忘れずに記録して下さい。

・薬局にて薬剤を交付するが場合、患者さんへの連絡の際に、「お薬手帳」等薬剤情報、保険証を、ご持参くださるようお願いして下さい。

・流行がおさまりましたら、医療機関にて保管している「処方せん」原本を受取り、「ファクシミリ等による処方せん」の内容確認し、差し替えて下さい。

・今後必要に応じ、直接的なファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需等に関する対応については、発行医療機関、応需薬局の連携、地域における対応については、青森県、保健所、医師会及び薬剤師会等の地域の医療関係者により十分な協議を行い検討、対処することとしております。

参考資料Ⅲ

【 新型インフルエンザ対策、抗インフルエンザウイルス薬対応について】

平成 21 年 11 月 5 日 （ 社）青森県薬剤師会 新型インフルエンザ対策本部

県薬、「 掲示板」の活用

<登録方法>

青森県薬剤師会ホームページ（ パソコン、携帯端末両方の利用可能）



http://www.aoyaku.or.jp/mem_bbs/

<入力方法（ 入力画面）>

項目	記入内容
名前	薬剤師名（ ※）
E-mail	メールアドレス
題名	薬局名（ ※）
削除キー	
コメント	欠品情報（ 品名、規格）、希望数量、連絡先電話番号等、入手後「 入手できました」（ ※）

（ ※）は、必ず入力お願いします。

<連絡手順>

- 1.抗インフルエンザウイルス薬の欠品にて入手困難な薬局より、携帯端末又はパソコンより、青森県薬剤師会、掲示板に入手希望品名、数量等を書き込みます。（ 上記入力項目）
- 2.在庫所有又は提供可能薬局情報を欠品中の薬局へ連絡します。
- 3.薬局間の連絡により、受渡（ 販売）。
- 4.入手できた薬局より、再度、「 入手できました」の旨、書込みして下さい。

新型インフルエンザ対策、抗インフルエンザウイルス薬物流状況調査用紙

緊急連

絡用

F A X 送信先: 青森県薬剤師会 支部 （ — — ）

支部名	支部
薬局名	
記入者	
連絡先電話	

緊急の際、随時状況報告をお願いします。

品名	規格	卸名
<状況>		

※入荷遅れ、分割納品（ 注文分が数回に分けて納品）等入荷に支障があった際に状況に記入、ご報告下さい。